

川崎 環境アセスメントに係るお知らせ

Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

平成31年2月28日

川崎市環境影響評価に関する条例第8条の2の規定に基づき堤根処理センター整備事業に係る環境配慮計画書の写しの縦覧を次のとおり行います。

環境配慮計画書の基本的事項	環境配慮計画策定者	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 福田 紀彦
	対象事業の名称	堤根処理センター整備事業
	対象事業の種類	廃棄物処理施設の新設（第1種行為）
	対象事業を実施する区域	川崎市川崎区堤根52番、川崎市幸区柳町74番
	対象事業の目的	ごみ焼却処理施設の整備
	対象計画案の内容	敷地面積：約26,000㎡ 建築面積：約7,400㎡ 事業の規模：540t/24時間
	供用予定時期	平成45年度稼動予定
縦覧のお知らせ	縦覧期間	期間：平成31年2月28日（木）から平成31年3月29日（金）まで ※上記期間中、本市ホームページにて当該環境配慮計画書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所及び時間	川崎市：川崎区役所、川崎区役所大師支所、川崎区役所田島支所、幸区役所、幸区役所日吉出張所、環境局環境評価室（8:30～17:00 土日祝日除く。ただし、幸区役所は第2・4土曜日 8:30～12:30 も縦覧を行います。） 横浜市：鶴見区役所（8:45～17:00 土日祝日除く） 環境創造局環境影響評価課（8:45～17:15 土日祝日除く）
	意見書の提出	意見書を提出できる方 縦覧中の環境配慮計画書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、どなたでも以下の期限までに意見書を提出することができます。 個人情報の取り扱い ・提出された意見書はアセス条例第8条の4第2項の規定に基づき、個人情報を伏せてその写しを環境配慮計画策定者（事業者）に送付します。 ・記載していただいた個人情報は、市が提出された意見の内容を確認する場合に利用します。個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。 意見書の提出方法 下記提出先まで郵送又は持参により御提出をお願いします。 また、本市ホームページからも御提出いただけます。 https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form_id=3483 意見書の提出できる期間 環境配慮計画書の縦覧期間中（平成31年2月28日～平成31年3月29日） 提出期限：平成31年3月29日（金）（郵送の場合は、平成31年3月29日消印有効） 提出先 川崎市環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階） 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 <u>意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。</u> なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、事業計画の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156